都市計画 島地区、都市計画道路滝川通 -C北地区、上茂木·南玉地区 |の原案(|高崎| 聴会を開催します 宝村スマ り総

都市建設課 64 7707

茂木・南玉地区、上福島地区、 玉村スマートIC北地区、上 引き)の変更、 閲覧と公聴会を開催します。 都市計画道路滝川通り線)の いて、都市計画の原案(高崎 玉村都市計画道路の変更につ 玉村都市計画地区計画の変更 村都市計画用途地域の変更、 工業団地造成事業の決定、玉 玉村都市計画区域区分 玉村都市計画 (線

原案の閲覧 【県原案】

①玉村都市計画区域区分の変

編入(逆線引き) から市街化区域へ編入、上福 1)について市街化調整区域 区域から市街化調整区域へ 島地区(※2)について市街化 区、上茂木・南玉地区(※ 高崎玉村スマートIC北

場所について市街化区域へ 区域区分界の位置がずれた 町道の位置変更に伴い、

閲覧期間

金

区

高崎玉村スマート

上茂木・南玉地区

I C北地区

②玉村都市計画工業団地造成 ※2 堤防の位置変更に伴い 事業の決定 て市街化調整区域へ編入 河川敷になった場所につい

内容 高崎玉村スマートIC 成事業を決定 北地区について工業団地造

工業団地

造成事業

 \bigcirc

問い合わせ先 県都市計画課 **2**027(226)3656

地区計画

内容 高崎玉村スマートIC ②玉村都市計画地区計画の変更 ①玉村都市計画用途地域の変更 内容 高崎玉村スマートIC 北地区について地区計画を 域を廃止 上 について用途地域を指定、 北地区、上茂木・南玉地区 「福島地区について用途地

区域区分

用途地域

変更後

市街化区域

工業専用地域

市街化区域

-種住居地域

比調整区域

変更前

市街化調整区域

無指定

市街化調整区域

問い合わせ先 内容 都市計画道路滝川通り ③玉村都市計画道路の変更 線について一部廃止 64 町都市建設課

> ※土・日曜日・祝日を除く 時 15 分 10 月 25 日 午前8時30分~午後5

場所 玉村町都市建設課 ※県原案は県都市計画課・伊 きます。 勢崎土木事務所でも閲覧で

公聴会の開催

午前10時~ 時 11月13日 (水

※公聴会の傍聴希望者は直 所 役場3階 会場へお越しください。 大会議室 接

> ※公述人がいない場合、公聴会 無はお問い合わせください。 は開催されません。開催の有

公述申出書の提出方法

は郵送で、県原案は県知事あ 直接ご持参いただくか、また 以内)を記入した「公述申出 および意見の要旨(400字 画の原案についての利害関係 齢・職業・電話番号・都市計 する人は、住所・氏名・年 公聴会で意見の発表を希望 町原案は町長あてに提出 (様式は問いません)を、

見が複数ある場合は、 してください。 または町長が公述人を選定し、 本人に通知します。 同じ趣旨の意 県知事

○町原案 ○県原案 〒371-857 計画課 92 (住所不要) 0 (住所不要) ₹ 3 7 群馬県都 0 玉村町 1

締切日 市建設課 10 月 25 日 金) 必着

市街	化調整	整
	無指流	Ē

無指定 市街化区域 第二種中高層 上福島地区 約0.8ha 住居専用地域 第一種住居地域

面

約20.7ha

約0.02ha

路線名	内容
都市計画道路滝川通り線	一部廃止

対象地区・路線

